

ほほえみ福寿の家障害福祉サービス事業（短期入所）重要事項説明書

令和6年8月改定

当施設のサービスをご利用いただくにあたり、事業所の概要等につき次のとおりご説明いたします。

1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 桜友会
事業者の所在地	岐阜県関市稲口845番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 高井 澄恵
電話番号	0575-24-9570

2 事業所の概要

事業所の種類	指定短期入所事業所
指定事業所番号	2110200736
事業所の名称	特別養護老人ホームほほえみ福寿の家 短期入所
施設の所在地	岐阜県関市稲口845番地
施設長名	高井 澄恵
電話番号・FAX番号	TEL0575-24-9573 FAX0575-24-9571
主たる対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者

3 事業の目的及び方針

- (1) 事業所の介護職員等が障がい者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とします。

又、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。又、利用者の必要な時に必要な短期入所の提供ができるよう努めます。短期入所の提供に当り、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

- (2) 桜友会経営理念

- ① 地域の皆様が人間らしく、安心して生活を送るための総合的な支援をします
- ② 地域の一員として地域の思いを受け止め実現します
- ③ 支援を通して利用者も職員も心豊かな人生を送ります

- (3) 桜友会品質方針

- ① 地域で一番信頼されるサービスの提供
- ② 生涯働ける職場づくり
- ③ 進歩し続ける事業所づくり

4 施設の概要

- (1) 敷地及び建物（特養及び介護予防短期入所生活介護と共用）

敷 地		16,911㎡
建 物	構 造	鉄筋コンクリート 4階建
	延べ面積	7501.55㎡
	利用定員	136名（特養117名及び介護予防短期入所生活介護を含む）

(2) 居室（特養及び介護予防短期入所生活介護と共用）

居室の種類	室 数	一人当りの平均面積
従来型個室	88	11.5㎡
トイレ・洗面台付従来型個室	8	13㎡
インターネット対応従来型個室	10	12.2㎡
インターネット対応従来型特別個室	2	15.2㎡
ユニット型個室	20	13.5㎡
二人部屋	4	11.5㎡

(3) その他の主な設備（特養及び介護予防短期入所生活介護と共用）

設備の種類	数	面 積
食堂・集会室	4	509㎡
機能回復訓練室	2	61㎡
特別浴室	3	97㎡
一般浴室	1	28㎡
便所	7	115㎡
医務室	1	25㎡
静養看護室	1	36㎡

5 職員体制及び勤務体制（特養及び介護予防短期入所生活介護を含む）

職 種	人 数	勤務体制	備 考
管理者	1	日勤	
嘱託医師	1以上	非常勤	
介護支援専門員	1以上	日勤	
生活相談員	1以上	日勤	
介護職員	必要人数	3交替	
看護職員	6以上	3交替	オンコール体制
機能訓練指導員	1以上	日勤	
管理栄養士	1以上	日勤	
調理員	7以上	日勤	
歯科衛生士	1以上	日勤	

6 施設サービスの概要及び利用料金

(1) サービス内容

利用者各々の短期入所計画を定めて、サービスを提供します。短期入所計画は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。短期入所計画は、利用者や家族に説明し、同意を頂くと共に、写しを利用者に交付します。

又、申し出により、いつでも見直す事ができます。

- ・入浴—利用者個々に応じた入浴設備を使用し、入浴していただきます。
但し、体調不良の場合は中止することもあります。
- ・排泄—利用者個々にあった方法で排泄ケアを行います。
- ・食事—利用者個々にあった食事形態で食事を提供します。
- ・健康管理—看護師により、総合的に健康状態の管理をします。
- ・機能訓練—機能訓練員による機能訓練を行います。
- ・生活相談—日常の生活における様々なお困りごと、お悩み事などの相談を随時行います。
- ・送迎—家族で送迎できない場合、施設で送迎します。

(2) 福祉型短期入所サービス費Ⅰ（1日当りの負担額）

	区分1・2	区分3	区分4	区分5	区分6
負担額(単位)	509	583	648	784	923

(3) 食事（1日当りの料金）（ ）内は原材料の金額となります。

	朝	昼	夕
1,500円 左記内訳	320円 (160円)	690円 (355円)	490円 (255円)

(4) 加算

- ①短期利用加算（1日につき） 30単位
- ②重度障害者支援加算（Ⅰ）（1日につき） 50単位
 - a 実践研修修了者作成の支援計画シートに基づき、
基礎研修修了者が支援を行った場合（②に加え） 100単位
 - b aを満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、
中核的人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき
支援を行った場合（aに加え） 50単位
- ③重度障害者支援加算（Ⅱ）（1日につき） 30単位
 - c 実践研修修了者作成の支援計画シートに基づき、
基礎研修修了者が支援を行った場合（③に加え） 70単位
 - d cを満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、
中核的人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき
支援を行った場合（aに加え） 50単位
- ④医療連携体制加算Ⅰ（1日につき） 32単位
- ⑤医療連携体制加算Ⅱ（1日につき） 63単位
- ⑥医療連携体制加算Ⅲ（1日につき） 125単位
- ⑦栄養士配置加算Ⅰ（1日につき） 22単位
- ⑧栄養士配置加算Ⅱ（1日につき） 12単位
- ⑨利用者負担上限額管理加算（1回につき） 150単位
- ⑩食事提供体制加算 48単位
- ⑪緊急短期入所体制確保加算（1日につき） 40単位
- ⑫緊急短期入所受入加算Ⅰ（1日につき） 180単位
- ⑬緊急短期入所受入加算Ⅱ（1日につき） 270単位
- ⑭送迎加算（片道につき） 186単位
- ⑮福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位（基本サービス＋加算・減算）×15.9%

※当施設の地域区分が「7級地」となるため、(2)福祉型短期入所サービス費Ⅰと(4)加算につきましては、通常の単位数に1.018%加えた単位数となります。

※その他のサービス費

		税込金額	消費税（10%）	税抜金額
①	テレビ貸出料	55円	5円	50円
②	コンセント使用料	55円	5円	50円
③	貴重品等管理費	55円	5円	45円
④	通常の事業実施地域を超える送迎 ＊平成17年2月7日合併前の関市の区域 を越えた地点から1kmにつき	66円	6円	60円
⑤	送迎サービス費（片道につき） ＊個別に外出・外泊及び受診される場合で、 当施設の送迎車を使用した場合の費用	2,024円	184円	1,840円
⑥	送迎付添サービス費（付き添い職員1名につき） ＊下記付き添いサービス費は、個別に外出・外泊及び受診される場合で当施設の職員が付き 添った場合の費用			
	8:00～18:00の付添援助 1時間未満	2,860円	260円	2,600円
	※1時間を超える場合30分増すごとに（税別）1,300円（税込）1,430円追加			
	6:00～8:00／18:00～22:00の 付き添い援助 1時間未満	3,575円	325円	3,250円
	※1時間を超える場合30分増すごとに（税別）1,625円（税込）1,788円追加			
	22:00～6:00の付添援助 1時間未満	4,290円	390円	3,900円
⑦	日常生活用品等、購入代行サービス	近隣の店舗の場合		
		550円	550円	550円
		遠方の店舗の場合		
⑧	領収書等再発行事務手数料（1枚につき） 請求書や領収書等の発行済みの書類に関し て再発行が求められた場合	1,100円	1,100円	1,100円
		605円	55円	550円
⑨	この他 特に個別に要した費用（実費） 例：歯ブラシ代・散髪代・歯磨き粉代 義歯洗浄剤 等	必要時、金額含め個別にご相談させていただきます		

（５）受給者証の確認

「住所」及び「居宅利用者負担」「支給量」等「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかに事業所にお知らせください。また、担当職員等が「受給者証」の確認をさせて頂く場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

7 事業の実施地域及び営業日

通常の事業実施地域	平成17年2月7日合併前の関市の区域
営業日	年中無休
その他	通常の実施地域外については相談応

8 苦情に関する相談窓口

苦情 相談窓口	施設担当者	生活相談員…澤田裕作	
	問い合わせ先	ほほえみ福寿の家 短期入所 TEL 0575-24-9573	
外部苦情 相談窓口	第三者委員	吉田宗弘	TEL 0575-22-4561
	第三者委員	北村隆幸	TEL 090-4327-9102
	公的機関	関市福祉政策課	TEL 0575-22-3131
		国民健康保険団体連合会	TEL 058-275-9826
		岐阜県運営適正化委員会	TEL 058-278-5136

9 非常災害時の対策

防火管理者	宮坂裕一	
地域との連携	稲口自主防災組合と連携	
防災訓練等	年2回実施（1回は夜間想定）	
防災設備	設備名称	設備名称
	避難階段	屋内消火栓設備
	避難口	スプリンクラー
	防火扉	自動火災報知設備
	非常通報装置	非常警報装置
	誘導灯及び誘導標識	非常電源

10 医療体制

- ・嘱託医師が必要に応じて対応します。
- ・協力医療機関…高井クリニック・中濃厚生病院・関中央病院・関歯科医師会

11 緊急事態・異常事態対応体制

緊急事態・異常事態発生時には施設の緊急連絡体制に従って対応します。

12 サービスご利用上の留意事項

- ・面会時間などは特に設定いたしません、早朝・深夜時の面会は遠慮願います。
- ・外出は自由ですが、事前に職員に申し出てください。その際、必ず付き添い者を付けて下さい。
- ・喫煙は、決められた場所以外は禁煙とします。
- ・他の利用者の迷惑になる行為は遠慮願います。
- ・施設の設備・備品は損傷することのないよう充分留意願います。
- ・他の利用者に感染する可能性のある疾病に罹患している場合はサービスの利用を見合わせ、又は中止する場合があります。
- ・利用にあたり、適切な健康管理をさせていただくためお手数ですが、利用当日には予め検温（体温測定）をしていただき職員に伝えていただきますよう協力願います。
- ・発熱等が認められる場合、利用の見合わせ又は中止をさせていただく場合があります。尚、症状が快復された場合においては利用をしていただけるよう配慮いたします。
- ・体調不良の場合であっても、家族の事情によりショート利用が必要な場合には別途念書を作成の上利用していただける場合があります。

13 事業継続計画の策定等について

- ・感染症又は非常災害の発生時において利用者に対し指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- ・従業者等に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

14 身体拘束について

施設サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を実施しません。身体拘束等の適正化のために、次の措置を講ずるよう努めるものとします。

- (1) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者等に周知徹底を図る
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備
- (4) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合はご家族の同意のもとで実施し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。定期的に身体拘束廃止に向けたカンファレンスの実施する

15 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとします。

- (1) 成年後見制度の利用支援
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止の啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
委員会の結果を職員に周知徹底
- (5) 虐待防止のための指針の整備
- (6) 上記措置を適切に実施するための虐待防止に関する責任者の選定及び設置

16 虐待・事故防止に関する相談窓口

虐待・事故 相談窓口	施設担当者	生活相談員…澤田裕作
	問い合わせ先	ほほえみ福寿の家 短期入所 Tel 0575-24-9573

17 秘密保持について

業務上知り得た、本人及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

但し、障害福祉サービスを提供する他の事業所との連携に必要な場合は、文書による本人又は家族の同意を得た後、関係先にのみ提供できるものとします。

18 ハラスメントについて

利用者、身元保証人、またはそのご家族等が、事業者やサービス従業者、あるいは他の利用者、その他関係者に対して故意にハラスメントや暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合はサービスの利用を一時中止及び利用停止させていただく場合があります。

19 情報の公開について

サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容の記録は5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてその内容を公開する事とし、記録の回覧、複写を求める事が出来ます。

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づいて、情報の公表にかかる報告を行うものとします。

第三者評価の実施状況 実施なし

20 内容変更について

重要事項説明書の内容を変更する場合、軽微な事項及び法改正に伴う事項については通知を持って同意頂いたものとします。但し変更事項にご同意できない場合は契約解除できるものとします。

以上

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、特別養護老人ホームほほえみ福寿の家短期入所生活介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	〒501-3932	岐阜県関市稲口845
	事 業 者 名	社会福祉法人 桜友会	特別養護老人ホームほほえみ福寿の家
	事業所番号	2110200736	

説明者 氏 名 _____

本書面について本日、説明を受けたことを確認します。又、上記に定められた利用料金を遅滞なく支払うことに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

ご関係 _____